

ID: 253

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用料の免除		
例規名 根拠条項	名寄市墓地条例 第6条第2項		
例規番号	令和2年条例第42号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 墓所又は合同墓を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 市長は、特別の事由があると認められるときは、墓所（霊園内の墓所を除く。）及び合同墓の使用料を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び名寄市墓地条例施行規則第5条による。</p> <p>(使用料及び管理料の免除)</p> <p>第5条 条例第6条第2項に規定する墓所若しくは合同墓の使用料の免除又は条例第7条第3項に規定する管理料の減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 公的扶助を受けている者</p> <p>(2) 前号に準ずる者として市長が認めた者</p> <p>2 前項の規定により減免を受けようとする者は、名寄市墓所等の使用料及び管理料減免申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請により使用料の免除を行うことを決定したときは、名寄市墓所等の使用料及び管理料減免決定通知書（別記様式第8号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>4 条例第7条第3項の規定による減額は、第7条第1項に基づき積算して得た額の2分の1を減額するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日